附則第九条の次に次の一条を加える。

（防衛施設局施設部施設対策第一課の所掌事務の特例）

第九条の二　防衛施設局施設部施設対策第一課は、第五十一条各号に掲げる事務のほか、駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間、同条の規定による再編交付金の交付に関する事務をつかさどる。

附則第十条の次に次の二条を加える。

（防衛施設局事業部施設対策計画課の所掌事務の特例）

第十条の二　防衛施設局事業部施設対策計画課は、第五十九条に規定する事務のほか、附則第九条の二に規定する事務をつかさどる。

（札幌防衛施設局等の事業部施設対策第一課の所掌事務の特例）

第十条の三　札幌防衛施設局、大阪防衛施設局及び福岡防衛施設局の事業部施設対策第一課は、第六十条第一項に規定する事務のほか、附則第九条の二に規定する事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第五条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］	［略］	［略］
	四　陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部	［略］	［略］
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［略］	［略］	［略］
	四　自衛艦隊司令部、艦隊情報群司令部、航空総隊司令部及び航空開発実験集団司令部	［略］	［略］
［略］			

改正前

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［同上］	［同上］	
	四　陸上総隊司令部及び方面総監部		
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［同上］	［同上］	
	四　自衛艦隊司令部、航空総隊司令部及び航空開発実験集団司令部	［同上］	
［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。